

# 令和3年 第3回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年3月29日(月) 15時00分 から 16時01分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚弘

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 あっせん委員の指名について

第8 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主事 土田 洸佑

## 開会

事務局長

只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会、総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は2番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

## あいさつ

会長

第3回、通算710回の総会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日春先の大変お忙しい中、全員の出席いただきまして本当にありがとうございます。先ほど局長の方からお話ありました通りですね。土田君がですね。この人事異動によってですね。農業委員会から税務課のほうへ異動するという事なんですけども。丸5年ということで非常に長い間農業委員会の事務をして一生懸命頑張っていたんだんですけども、古い人はわかると思うんですけども、新卒で入ってきてそのまま農業委員会に入ってもらったということで、最初はほんとに大丈夫かと思った感じがあったんですけども。今となってはですね。非常に難しい見落とししていた細かい所も拾い上げて、それをきちっと訂正してくれて台帳の方もきれいに整備してくれてるなというように印象がございました。非常にありがたかったんですけども他の新しい税務課いつでもですね。こういうきちとしたところはですね。非常に税務署的なちゃんとやってくれるのではないかと思いますので、頑張ってください。富樫さんもですね。途中から、お手伝いいただき大変ありがとうございました。次の職場でも頑張ってください。今回LINEの問題もちょっとあがったんですけども、我々も引用しているLINEWORKSですか。あちらのほうがですね。一応中国に流れていくことはないとのことなんですけども。LINEの方は個人的なものなので、そちらのほうをやめるかは個人的に判断してもらえればと思います。WORKSのほうは問題ないとうかがっておりますので、これからも利用していきたいと思います。今年、非常に雪が多かったということなんですけども。ここにきてあったかくなりましてですね。雪解けが進んでいる。若干例年より遅れているんです。今日新聞にも載っていたんですが、農地の転用案件ですが、もしかしたら条件変わるかも、緩和されるのではないかとという記事も載ってまして。そのへんもある程度確定した時点でまた情報が我々にも回ってくるのではないかと思いますので、その時にはまた対応していきたいと思っています。本日も案件ございますけれども慎重審議よろしく願います。

## 会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について、本日は2番、蒔田委員。3番、前田委員。

## 【報告】概況報告

会長

続きまして<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局より願います。

土田主事

はい。それでは概況について報告させていただきます。2月25日、令和3年第1回東神楽町議会定例会が行われ、会長が出席されております。続きまして3月26日、上川地方農業委員会連合会役員会が開催され、会長が出席されております。以上です。

**【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告**

会長	続きますして<日程第3>報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
土田主事	<p>はい。それでは農地所有適格法人の定期報告についてご報告をさせていただきます。番号6番です。〇〇。経営面積15.9ヘクタール。特例有限会社。事業要件といたしまして、生産する農畜産物は小麦となっております。構成員要件といたしまして〇〇さん、1株。農業従事日数150日。〇〇さん、250株。農業従事日数は60日。〇〇、249株。農業従事日数60日。業務執行役員要件といたしましては〇〇、取締役。農作業従事日数は150日となっております。</p> <p>次にまいります、番号7番です。〇〇。経営面積17.8ヘクタール。これも特例有限会社となっております。事業要件としましては生産する農畜産物、水稻、ほうれん草、水菜となっております。構成員要件といたしましては〇〇さん、20株。農業従事日数、250日。〇〇さん、78株。農業従事日数250日。〇〇さん、2株。農業従事日数250日。業務執行役員要件といたしまして〇〇さん代表取締役。農作業従事日数250日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数250日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数250日となっております。続いて番号8番です。〇〇。経営面積が20.7ヘクタール。株式会社となっております。事業要件といたしまして、生産する農畜産物は小麦、水稻。農業に関連する事業の内容といたしましては農作業受託となっております。構成員要件といたしまして〇〇さん、8株。農業従事日数、150日。〇〇さん、8株。農業従事日数150日。〇〇さん、8株。農業従事日数150日。〇〇さん、7株。農業従事日数150日となっております。業務執行役員要件といたしまして〇〇さん、代表取締役。農作業従事日数、150日。次から皆さん取締役、農作業従事日数150日となっております、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとなっております。最後です。次のページになります。番号9番。〇〇。経営面積161.5ヘクタール。特例有限会社です。生産する農畜産物は水稻、そば。農業に関連する事業の内容といたしましては農作業受託となっております。構成員要件といたしまして農業従事日数全員同じ200日。〇〇さん、45株。〇〇さん、5株。〇〇さん、5株となっております。続きますして、業務執行役員要件といたしましては全員取締役となっております、そのうち農作業従事日数、160日。〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとなっております。〇〇さんにつきましては、農業従事日数はないということです。以上です。</p>
会長	報告事項ですが何か質問ありますか。なければ次行きます。

**【議案】農地法第18条第6項の規定による通知**

会長	<日程第4>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
土田主事	はい。それでは賃貸借契約の解約についてご説明をさせていただきます。番号44番です。貸主、公益財団法人北海道農業公社。借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか22筆。解約の成立日が今年3月12日。土地の引渡日が3月28日となっております。こちら合意解約で、解約の事由といたしましては、後継者の営む法人に経営移譲を行うための解約となっております。当初の契約期間につきましては、平成30年1月29日から令和4年11月27日までの5年間を基盤強化法、公社の一時貸付案件を解約するものとなっております。続きますして、次のページ45番です。貸主、公益財団法人北海道農業公社。借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇

○。現況地目「畑」ほか17筆。面積が136,590㎡。こちら解約の成立日が3月12日。土地の引渡日が3月28日となっております。こちら合意解約となっております。同じく後継者の営む法人に経営移譲を行うための解約となっております。貸付期間といたしましては、令和1年12月20日から令和6年10月28日までの5年間の基盤強化法で、一時貸付により貸し付けていたところとなっております。続きまして、下のページ46番です。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか13筆。面積が88,777.74㎡。こちら解約の成立日が3月1日。土地の引渡日が3月31日。こちら合意解約となっております。解約の事由は同じく後継者の営む法人に経営移譲を行うためとなっております。貸借の期間といたしましては、平成30年4月27日から令和10年4月26日までの10年間の基盤強化法で、結んだものとなっております。次のページ番号47番です。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。合計面積が32,09㎡。こちら解約の成立日が3月12日。土地の引渡日が3月28日となっております。こちら合意解約で、契約の整理のための解約となっております。こちらにつきましては、賃貸の期間二つに分かれておりまして、〇〇から〇〇3筆が平成27年3月31日から令和7年3月30日までの10年間、次〇〇から〇〇までの3筆が平成27年4月28日から令和7年3月30日までの10年間、どちらも基盤強化法で、貸し付けていたものを解約することとなっております。以上です。

会長

農地法第18条第1項に係る許可を要しないものであることが確認できたため、適法な解約といたします。

**【議案】農地法第3条の規定による許可申請**

会長

<日程第5>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

土田主事

はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号18番です。こちら利用権設定となっております。利用権設定の期間につきましては、令和3年4月1日から期間を定めない無期限の契約となっております。貸主につきましては〇〇さん。借主が〇〇さんとなっております。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。他とんどとんど63筆となります。合計面積が537,534.30㎡となっております。こちら経営面積等につきましては、法人を新規で立ち上げる案件となっておりますので、すべて0となっております。労力総数は2名となっております。こちら使用貸借ですので、借地については無償となっております。申請理由といたしまして後継者の営む法人に経営移譲を行うため、全地貸与したいということで、今回ですね。〇〇さんとして法人化するというので、その中で〇〇さんにつきましては、今まで耕作主として耕作してきたと思うんですけど、今回法人の関係者にならないということで、〇〇さん。〇〇さんの娘さんの旦那さんが代表となって〇〇として変わっていきます。今回新規法人の設立ということで、要件といたしまして、端折って確認させていただきます。まず、会社要件ということで、株式会社ということでまずは問題ないということになってきてまして。構成員に関しては、この中には書いておりませんが、〇〇さんと〇〇さんの2名が構成員となっております。その中で、持ち株につきましては、〇〇さんが100株、〇〇さんが200株、どちらも農業従事日数、農作業従事日数ともに365日ということで、報告を受けております。その中で、行う事業といたしましては、牧草の栽培ということで、進んでおりまして、それ以外の関連事業等々につきましては、進めないということになっておりますので、要件といたしましては、問題

なくあります。最初なので確認させていただきました。以上です。

会長

担当、大柿委員。

大柿委員

はい。只今、事務局のほうで説明のあった通りでございます。法人に係りまして、今回〇〇さんの説明をさせていただきます。〇〇さんは、23歳のころより〇〇さんの方に作業員として入られまして、2年後25歳の時に〇〇さんの3女であります、〇〇さんと結婚され、現在に至っております。その当時より〇〇の経営及び作業等に携わってきておられて、約20年たっております。〇〇という会社になりまして経営、作業に当たっていくわけですが、20年という経験がありますし、特段問題はないと思いますけど、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんか。

会長

はい。無ければ決定いたします。番号19番。

土田主事

はい。それでは続きまして、番号19番です。こちら契約の種類は利用権設定。期間のつきましては、同じく4月1日から期間を定めない無期限の契約となっております。貸主につきましては〇〇さん、借主につきましては〇〇。えー所在〇〇。地番〇〇。現況地目畑。他8筆。他7筆ですね。合計面積が60,429㎡。経営面積につきましては、同じく新規法人ですので0となっております。労力総数も同じく2名となっております。こちら使用貸借ですので、無償の貸し借りとなっております。内容につきましては、先程と同じなんですけれども〇〇さんで所有されている土地を貸し付けたという案件となっております。以上です。

会長

担当、大柿委員。

大柿委員

はい。先程の冒頭の内容でございますので、よろしくお願いいたします。

会長

はい。説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問ありますか。

島田代理

ちょっと待って。うーんと。〇〇さんって〇〇。まず会社員？今回法人になれるんですよね。

土田主事

はい。

島田代理

法人の前に従業員というか。専従者として働いた中での、土地所有だったんでしょうか。ちょっとこれ記憶なくて申し訳ない。

土田主事

そうですね。私もちょっとそこまでは…

島田代理

その状態で土地が所有できたのかというところが疑問だったんですけども。通常おそらく、その縛りがあったはず。して法人に勤めてる云々とかあったような気がしたんですが。その辺どうでしたっけ。この件を持った経緯を何かわかる方いらっしゃれば。

事務局長

きっと。きちっと、説明すると思うんですけど、私の平たい抑え。ちょっと話してみよう。ちょっと補足してね。平たい抑えとしては、〇〇さんという個人経営でした。〇〇という名前をよく聞いたけれど、あれは特に関係なく、なんせ〇〇さん。あと認定農業者の名簿としては、〇〇さん。まあ家族経営協定も結んでいたと思いますけれども、〇〇さん・〇〇さんという形の認定農業者。共同経営ということですので、共同経営をしているいわゆる農業者ですので、農地を持つ適格性があるかないか。そこを審議して〇〇さんという方に土地を持たせたのであろう。6万平米ですか。というようなことであろうと思っているんですけども。そういう抑えでいいかな。

土田主事

そうですね。私も経緯については、ごめんなさい。調べていなかったんですけども。

島田代理

〇〇さんは東神楽で田はないんだよね。ごめん。一つ仮定としてね。東神楽とかで、お父さんとかが農地を持ってそのまま移譲されたのかな。という方法かもしれないとよぎっただけなんですけども。それではない？よそからきている？

会長

娘さんの旦那になってから後継者になったわけじゃないの。

島田代理	先程だと従業員として入ってきて、結婚されてから。じゃあ義理の息子さんで、さっき言ったように。それだったあり得るね。家族協定結んだ感じにして、認定農業者として。それだったらできるから。そういうことだ。
会長	〇〇君と一緒にじゃないの。
土田主事	そうですね。経営については、あれだったんですけど。取得する方法として今考えられるのは、過去に認定農業者のさつき局長も言っていたことではあるんですけど。認定農業者で二人の名前があれば、どちらも経営者ということになるので、どちらでもあっせんを受ける権利がある。発生するということになるんですよ。まずそこで家族協定云々というよりも認定農業者に名前があることというのが一つ。それであっせんでも取得することもできますし、あとはイレギュラーでなかなか無いとは思いますが、農地法3条の関係であれば、同じ世帯員であるということ、その世帯で行っている農業の中でその人の労働力が必要ということがわかれば、その世帯主の名前で農地を取得するということができます。おそらくどちらかの2パターンでと思ってたんですけど。はい。経緯まではちょっとわからない。
島田代理 事務局長	どっちかじゃないと農業委員会認めないからどっちかだと思います。 そっか。土田が答えられなかったのは、3条かあっせんかという部分で、なんて答えればいいんだろうと思ったということだよ。そこすっ飛んでる話だったけれども。どうだったんだろうね。ちょっとわからないな。
会長	でも、古い話なんでしょ。土地の所有に関してはさ。俺も記憶にないから誰も知らない。10年以上前の話。だから結構早めに土地を取得したんだ、20年くらい前に。わかりました。他に ご意見、ご質問ありますか。なければ決定いたします。

**【議案】 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定**

会長	続きますして<日程第6>議案第3号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については変更点のみ説明致します。では、事務局より説明願います。
土田主事	はい。それでは集積計画についてご説明をさせていただきます。今月は所有権移転が1件、利用権設定が10件となっております。まず所有権移転関係からです。
土田主事	番号24番。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」他4筆。合計面積が44,588㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日3月29日。対価の支払い期限につきましては5月31日までとなっております。売買価格につきましては、7,523,600円。反当価格につきましては、田で200,000円、畑で100,000となっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。先月、忠栄4区の〇〇さんより土地を売りたいというご意向をお聞きし、伺いましたところ昨年12月に夫の〇〇さんがお亡くなりになり、土地を整理するため、現在耕作者の〇〇さんに売りたいというお話をしました。また、〇〇さんにもお話をしましたところ、是非買いたいとお話でした。近隣の農家の方にもお話をしましたが、今回の件につきましては、〇〇さんの自宅すぐ裏の土地であること。現在まで20年近く賃貸されている土地であるため、適任と考え今回あっせんという形で話を進めさせていただきました。また、〇〇さんは経営移譲されて3年目とこの地区を担う形になります農業者の一人であるため、今回の売買について〇〇さんに管理し

<p>会長 会長 土田主事</p>	<p>ていただくことが適任だと思います。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員の説明が終わりましたが何かご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>無ければ決定いたします。番号91番。</p> <p>はい。続きまして、利用権設定の方に移ります。番号91番です。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者、公益財団法人北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。合計面積が44,802㎡。こちら貸借権設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期及び終期につきましては、本日3月29日から令和8年1月28日までの5年間の契約となっております。こちらが賃借料につきましては335,200円。こちらにつきましては、〇〇さんが所有していた時の買入の金額16,760,000円の2パーセントとなっております。こちら農地保有合理化事業の一時貸付案件となっております。以上です。</p>
<p>会長 伴野委員</p>	<p>はい。担当、伴野委員。</p> <p>はい。只今、事務局のほうで説明があった通りでございますけど。今回の一件で去年の12月〇〇さんから出ましたあっせんで、公社買入等もあり、今回の一応最後の案件が終了する。そういうことでございます。〇〇さんにおかれましては、この4月より後継者が帰ってこれ農地業をするということで、今後益々活躍が期待される農家でございます。問題は無かろうかと思っておりますけど、慎重審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 土田主事</p>	<p>担当委員からの説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。続きまして、利用権設定関係、92番。</p> <p>はい。それでは92番です。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者、公益財団法人北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか21筆。合計面積が92,633㎡。こちらも貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の期間につきましては、3月29日から令和4年11月27日までの2年間となっております。こちら賃借料につきましては289,000円。売買価格14,450,000円の2パーセントとなっております。こちら農地保有合理化事業の一時貸付案件となっております。こちらの件につきましては旧〇〇さん所有地となっております、当初〇〇さんで事業に参加されていたところ、今回の法人化に伴って貸付ということになっております。それに伴って、賃貸借の期間につきましては、もともと事業参加した時のものを引き継ぐことになるため、今回2年間ということとなっております。以上です。</p>
<p>会長 大柿委員</p>	<p>担当、大柿委員。</p> <p>はい。只今事務局で説明のあったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、さっき説明のとおりの方でございますし、この案件につきましては、公社案件で〇〇さんが賃貸借をしていたものをそのまま引き継ぐというもので、特段問題は無いかと思いますけどよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長 土田主事</p>	<p>担当委員の説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。次93番。</p> <p>はい。それでは93番です。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者、公益財団法人北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか16筆。合計面積が136,590㎡となっております。こちらも貸借権の設定で賃貸借契約となっております、利用権の設定期間につきましては、令和3年3月29日から、令和6年10月28日までの4年間となっております。賃借料につきましては307,600円。売買価格15,380,000円の2パー</p>

セントとなっております。こちら農地保有合理化事業の一時貸付案件となっております。こちらの土地につきましては、旧〇〇さんが所有されていた土地の買入案件に伴うものとなっております。同じく先程と賃貸借の終了の期間については引き継ぎますので令和6年10月28日までの4年間となっております。以上です。

会長

担当、大柿委員。

大柿委員

はい。えーと先程と全く内容が同じであります。よろしく申し上げます。

会長

担当委員からの説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員

(ないとの声)

会長

はい。無ければ決定します。続きまして、番号94番。

土田主事

はい。それでは、94番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか4筆。合計面積が35993㎡。貸借権設定の賃貸借となっております。利用権の設定期間につきましては、令和3年3月29日から令和5年11月30日までの3年間となっております。賃借料につきましては、423,486円。反当価格につきましては田で12,600円となっております。以上です。

会長

担当、大柿委員。

大柿委員

はい。只今、事務局のほうから説明があった通りでございます。〇〇さんにおかれましては、高齢ということで、今回稲荷地区の方を隣接しています〇〇さんの方に賃貸したいということで、お互いの話ができております。〇〇さんにおかれましては、家の周りに少し宅地の部分で残っているだけです。えー〇〇さんにおかれましては、後継者もおりますし、特段問題は無いと思っておりますけれどもよろしくお願ひいたします。

会長

はい。担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員

(ないとの声)

会長

無ければ決定いたします。番号95番。

土田主事

はい。それでは続きまして、95番です。利用権の設定を受ける者〇〇。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか12筆。合計面積が88,777.74㎡。こちら貸借権設定の賃貸借となっております。利用権設定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間となっております。賃借料につきましては、340,000円。反当価格につきましては、田で7,000円。畑で2,700円となっております。こちらの案件につきましては、3条でも出てきましたが〇〇さんの法人化に伴う、貸替えの案件となっております。以上です。

会長

担当、大柿委員。

大柿委員

はい。只今、事務局の方で説明があった通りでございます。もともと〇〇さん、〇〇さんの方で賃貸をされていた案件で、問題ないと思っておりますけど、よろしくお願ひいたします。

会長

担当者の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員

(ないとの声)

会長

無ければ決定いたします。続きまして、番号96番です。

土田主事

はい。それでは、96番です。利用権の設定を受ける者、株式会社〇〇。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。面積が23,670㎡。こちら貸借権設定で賃貸借の設定となっております。利用権の設定の期間につきましては令和3年4月1日から令和12年11月30日までの10年となっております。賃借料につきましては110,000円。



反当価格につきましては畑で4,600円となっております。こちらにつきましては、法人化に伴う契約の見直しの際に契約が漏れていたというところでありましたので、新規で結びなおすものとなっております。以上です。

会長

担当、大柿委員。

大柿委員

はい。只今、事務局の方で説明があった通りでございます。今回、〇〇さんの方がですね。もともと〇〇さんと口約束的な賃貸をされておまして、今回〇〇で〇〇さんに代わるときに新たな場面で新規に正式に賃貸をしたいということで、この案件が出てきました。特段問題は無いと思いますけれど、よろしく願いいたします。

会長

担当委員からの説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員

(ないとの声)

会長

無ければ決定いたします。会議規則第15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。番号97番。

土田主事

はい。それでは、97番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか10筆。合計面積が67,349㎡。こちら貸借権設定の賃貸借となっております。利用権設定の期間につきましては令和3年3月29日から令和12年11月30日までの10年間となっております。賃借料といたしましては、164,825円。反当価格が畑で2,400円となっております。こちらについてですが、共済耕地図の面積×2,500円を総額として、算出しております。で、結果ですね。反当価格については、総額を実際の契約の面積で割り返したところちょっと薄まってしまうので、2,400円ということになります。ちょっと図面をご覧いただければ、わかりやすいかと思うんですけども。14ページ、15ページご覧いただければと思います。14ページですね。14ページが今回の賃貸借のところになるんですけども。共済の耕地図でいうと、この1-592だとかの真ん中の部分ですね。ここがちょっと抜けておまして、その部分ちょっと面積が違うことになっているんですが、実際全体契約するってことで、使う面積は共済さんの面積でってことになったので、多少金額の調整をさせていただいております。以上です。

会長

担当、伴野委員。

伴野委員

はい。只今、事務局のほうで説明があった通りでございますが。あのもともと、〇〇さんと〇〇さんで賃貸を結んでいたわけですが、14ページの図面で例えば、この1-673の内1だとか、これ他には契約してなくて、今回あの〇〇さんの方で〇〇さんが耕作にあたりギリギリ作業ができるようなところを新たに開墾したというか。そんな〇〇さんの土地をやって。それに伴いまして、今までの契約を解約し新たに契約を結びなおした。そういった案件でございます。問題は無いと思いますけど、よろしく審議のほどお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員

(ないとの声)

会長

無ければ決定いたします。次、98番。

土田主事

はい。それでは、98番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか3筆。合計面積が36,235㎡。こちら貸借権設定の使用貸借となっております。利用権設定の期間につきましては令和3年3月29日から令和12年11月30日までの10年間となっております。こちらは使用貸借ですので、無償の契約となっております。先程の契約と分けて今回計画を作成しています。以上です。

会長	担当、伴野委員。
伴野委員	はい。只今、事務局の説明があったとおりでございますが、これに関しまして98番は残り、先程の残った部分なんですけど、この土地は牧草が埋まっているということで、あとは、管理作業とかそういう感じだけだと思います。そういった感じで、無償ということになっております。問題ないと思いますが、審議のほどよろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。
各委員	(ないとの声)
各委員	無ければ決定いたします。続きまして、継続案件。99番。
土田主事	はい。それでは、継続案件入りますので、変更点のみご説明をさせていただきます。99番です。利用権を設定する者が、以前〇〇さんだったんですけども。今回、一般社団法人後見人支援機構さんの方で、契約となっております。成年後見人が付いたということですね。そして地番については、〇〇と〇〇について農地のど真ん中に細く走っていた農地ではあるんですけど、契約から漏れていたのが今回改めて入れさせていただきました。次が100番です。100番につきましては変更ないんですけど、以前〇〇さんが今回相続を受けたんですけど、〇〇さんと〇〇さんの2名から相続を受けて、今回〇〇さんが全部まとめての契約となっております。内容については変更がありません。次101番と102番につきましては、こちら契約が全部一緒になっていたんですけど、使用貸借と賃貸借というのが同じ契約の中で作成することができないので、改めて分離をさせていただいております。ここでちょっと気になると思うので、一応補足説明ではあるんですけど、畑14,000円ということで、反当価格上がってきていんですけど、これ前回の契約からずっと、畑14,000円で今回も確認したんですけど、畑14,000円ということで一応補足説明させていただきます。で、103番については変更ありません。以上です。
会長	継続案件ですけど、何かご意見ご質問ございませんか。
各委員	(ないとの声)
会長	無ければ決定いたします。

#### 【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして<日程第7> 議案第4号、あっせん委員の指名について。あっせん委員の指名は会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(良いとの声)
会長	それでは指名いたします。番号34番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号35番。島田代理、伴野委員、大柿委員。以上です。よろしくお願ひいたします。

#### 【議案】 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

会長	続きまして<日程第8> 議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について事務局より、説明願ひします。
土田主事	はい。それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということで、横向きの資料を皆さんと一緒に送りさせていただいたと思うんですけども。右上に議案第5号資料と書いてあるようなものですね。横向きの表が載っている資料なんですけど。大丈夫でしょうか。はい。えーっとこちらの内容に関しては、農地法だとかではなくて、農業委員会等に関する法律というのに基づいて、今回作成しております。その中の農業委員会等に関する法律第7条第1項とい

うことで、その内容、農業委員会は次に掲げる事項について指針を定めるよう努めなければならないということで努力規定ではあるんですが、その次に掲げる事項というのは農地等の利用の最適化の推進に関する目標とその目標を達成するための方法について決めなければならないということでもあります。今回目標を立てさせていただいたのは、大きく分けて4つ。担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止、農地中間管理機構との連携、農地所有適格法人等法人化の推進ことで4点。東神楽町農業委員会では、目標立てていこうと思っております。こちらの件に関しては、前回は平成29年の3月の総会で一度決定しております。その目標が令和2年度までということで次ぎきれないように令和3年度からまた目標を作成するために、今回総会に諮らせていただきたいと思っております。で、今回につきましては、令和3年度から令和8年度までの指針ということで、令和8年度にこうなっていますようにということで目標を立てております。まず1番の担い手への農地の集積・集約化ってどういうことかということ、まず耕地面積(A)と書いてあるところで3,230haということで国の調査データということで東神楽町の全部でこれだけありますということになっております。3,230haですね。そのうちの農地集積面積が3,060haというのが、一応農地台帳から計算したものはあるんですがどういったものが集積面積かっていうと。担い手が耕作している面積。担い手っていうのが認定農業者であったり認定就農者であったり基本到達者というものも含めてですね。それが耕作している農地が3,230haのうち3,060haが現状となっております。これをパーセンテージで表すと94.7%の集積が図れているということになっております。この目標、とりあえず95%を目標とすることなのでここから9ha増やして3,069haにしたいねということで、このような目標になっています。最初にお話をさせていただくんですが、目標を達成できなかったって何かあるということは無く、目標に向かって頑張りましょうということになっております。内容としても今皆さん担い手に集まっていたら、逆に担い手じゃない方から農地を取り上げてそのまま担い手に集めようということにもならないので、ちょっと難しいのかなとは思いますが、続きまして、遊休農地の解消・発生防止につきましては、今一応1ha。四捨五入して1ha。〇〇さんが所有されて、去年か一昨年に〇〇さんに売買をしたところの遊休農地が一応残っていることになっております。一応これについても国営の事業できれいにするにはなっているんですけども、目標として0haにしましょうということで一応目標は0ということになっています。それ以外、東神楽町遊休農地は無いこととなっております。3番の農地中間管理機構との連携ということなんですが、ここにつきましては農業会議と相談したところこれは入れてほしいということだったので、入れております。農地バンクのことですね。中間管理事業と呼ばれるものです。東神楽町今現在、適用しているものは、ありません。農地バンク現状0です。農地バンクを今後使うかどうかってことなんですが、ざっくり農地バンクって何かということ、まあいったんと言うか、所有者から農業公社にだれか作って下さいってことで農地を預けて、で次に耕作者が農地バンクから借りたいですという申請をしておけば、その中で自動にマッチングをして集積化が図られるように、その人に農地を貸すというものになるんですが。一応国で謳ってるメリットとしては、新規就農の時に農地バンクに預けられているものがあればそこから借りやすいとか、後は誰も作ってくれる人がいないときに預けておけば、放棄地になりづらいよとかということ。私が感じた内容としてはあくまでも作ってくれる人がいないってことが前提だと思っているので東神楽町では今皆さんのおかげで次作ってもらう方については見つかったような状況なので、まあそこまで活用する機会はないかと思うんですけども、

一応目標ということで、年10ha出してもらったとして、5年間の目標で今回50haということで出させていただいておりますが、まあ達成できなくてもってところですよ。まあ一応目標として挙げていくというのが大事だってことですね。はい。最後、農地所有適格法人等法人化の推進ということで、今現在法人がどんどん進んできているので、こちらについても目標として立てさせていただきました。その中で、1年に1件増えたとして農地保有適格法人が29社から34社になるっていうことを目標としています。一般参入法人につきましては、そこまで一般参入法人に頼らなければならないほど農地に困っているかっていうと作ってくれる人困っているかというところでもないんで、一応一般参入法人に関しては考えていません。なのでこのような目標設定になっています。で、裏面としてはどんな活動をするかっていうことなんですけれども。ここはざっと説明させていただくんですが、まあ売買、賃貸に係る相談の受付だとか、皆さん今ご尽力いただいているような内容です。後は利用集積に係る制度の周知で、タイミングがあれば研修会だとかを一応考えています。そして2番遊休農地の解消・発生防止につきましては、農地パトロールやりますよってことだったり、後はその結果によって指導に行ったりだとかいうようなこと。後は農業委員会と市町村と農協さんで関係連携を強化して、そこ作ってなさそうだとかというところの情報を密にしているところが挙げられています。で、農地中間管理機構との連携については、このまんま役割分担だとか担い手への農地の集約化について公社の方と話し合いながら進めていければってことで一応書いています。最後、農地所有適格法人の法人化の推進ということでこちらについても法人化したいよだとかという話は農協さんにもあるかもしれないし、市町村にも産業振興課にもあるかもしれないのでそういう話をお互いで聞ければ、連携してどのような手立てをとって、どのようなアドバイスを行ってというようなことで連携強化の役割分担ってこととなっております。ざっと指針について説明させていただいたんですが、目標等々についてこれでいいかってことで、総会の中で審議をする必要があったので今回案件として挙げさせていただいております。以上です。

会長

はい。只今事務局よりこの指針に関しまして説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

島田代理  
土田主事

このパーセントっていうのは、何を根拠に。指示されている？

集積率？集積率は...

島田代理  
土田主事

国からの指示？

そうですね。一応一つの指針というか。

会長

現況と目標というか。

土田主事

まあ、交付金の話になってしまうのですが、交付金の中で95%の集積率が達成できているか達成できてないかというところのボーダーがあるので、そういう意味では国の中での目標は集積率が95%以上ということだと押さえております。なのでそれにあわせて95%ということにさせていただきます。

島田代理  
会長

かなり惜しい。現状かなり惜しいよね。

これからそういう形で、やっぱ担い手に集まるのは当然あって、それは上がるとおもうけどね。特に農業委員がやめなさいって言わなくても。それは言えないし我々も。頑張ってやってください。それは言えないんですけども。自然に担い手には土地が集まると思いますけども。

島田代理  
会長

中間管理機構だよ。

それは無理ですね。それは役場の方で積極的にやないと。我々としては、今現状として、や

島田代理 会長	<p>っぱりうちは中間管理事業に関してはやるつもりがないし、特に必要性も感じないというのが。昔のあの農業会議の話も少し。別の研修だったけども。中間管理事業個別相談とかはやらない。借りる人がいるところは中間管理事業があるけども、だれも借りてくれないような土地は中間管理事業もあずかってくれないんだよね。じゃあ何のための中間管理事業なんだって話なんだけど。そういう謎の団体だから、我々にしてもそこに預けるってそういう人いるかねって話はあるんすよね。</p>
伴野委員 会長	<p>よっぽど手に付かないやつをさ。預けてほしくないといわれても困るし。 あんまり条件の悪い土地は中間管理機構も扱えないという。そこはね中間管理機構としての在り方が難しい。</p>
大柿委員 会長	<p>だけど、事業で中間管理機構使うとポイントが高いってあるじゃないですか。東神楽でどっかかっていうと意に反して、土地が上手いことまわっててここを利用しなくてもちゃんとまわってたらいいんだけど。だけどあの、なんかの事業の時必ず、中間管理機構を利用してた。例えばおかしい何ポイントももらえるだとか。まあ事業を受けやすい条件は中間管理機構を利用している方が取りやすいのかなって感じはするのはないこともない。</p>
大柿委員	<p>これはやっぱり国のやり方だから、これせつかく作ったものを利用してほしいってことはあるので、作りますよね。</p>
島田代理	<p>町としてってか農業委員会として、そういう例えば農業者の利用がそういう施設を利用したいって時は、見せるとき例えば中間管理機構を利用することによってそういう事業を受けやすくなれば、それも一つの方法なのかなとは思うんだけども。</p>
島田代理 会長	<p>一番、僕が懸念するところは、今までの普通のあっせんのように例えばあっせんは基本的に白紙の状態に預けるよね。それを中間管理機構に預けて、僕らがあっせんに対して動きました。この人が適任者ですってというのが絶対あると思うんですよ。そこの時点で出てれば一番いいんだよね。それがなんかわかんないなっていうのがちょっとねえ。なんかナアナアでやると思うんだよね。向こうも実績作りたい、うちらも実績作りたいが、そこが今までどおりの。それがもうちょっと確認したいなちゅうのあるよね。</p>
島田代理	<p>現在0。過去にもない。やってるのは道東の方の酪農地帯のおっきいところでやっているちゅう話はちらっと聞く。この近辺はない。</p>
島田代理 会長	<p>毎年あるさ、あの担い手に対する形態育成のやつがほんとにそう。中間管理機構使っているからポイントがあるし。 あれもそうだよ。法人化。</p>
島田代理	<p>公社使ってもポイントあがるんだよね。ほんとはその辺上手く使っていけばとりあえず、交付金は当たりやすいのは事実。</p>
大柿委員 会長	<p>誰でも借りやすいような土地でないと、結局どこも扱ってくれないのがね。 そうだね。ほっといても借りてくれるから。</p>
大柿委員	<p>右左で動く土地でないと、極端言ったらそこは扱えないっていうのがあれかな。他山の中で動かないような土地を扱ってくれるのが一番いいんだけど。</p>
島田代理	<p>そこは焦げ付くから持ちたくないんだよね。</p>
島田代理 事務局長	<p>あともう少し、公社のやつ使わせていただいたらいいかな。違うか。 バンクは10年間経ったらまた所有者に戻ってくるんですよ。土地が。だから考えようですけども、また戻ってきちゃう。所有者は農地バンクに農地を貸すんで。でまあ、農地バンクから</p>

<p>会長 事務局長</p>	<p>お金毎年、小作料入ってくるんだけども。10年経ったらまた地主に戻ってくるんですよ。 また、新たにでしょ？だから。 それがその時次どうしますか。ちゅう話ですよ。で、あと東神楽は国営が入ってきて国営ブルドーザーがさあこれからいろいろはいつていくぞっていうような、地区の皆さんが10年の間にはいろいろ物事動くんでないかなとか考えちゃったりすると、今そこでガチっと10年間の賃貸を結んじゃったときに、国営の設計とかいろいろやっっていく中で、おおここ田んぼこうしたいけど、もうこれ10年間ガチガチかあ。みたいなのが、いろいろするんだらうなと思っています。国営が入っている東川さんも愛別さんもあまり農地バンクは進んでいなくて、会長さっきおっしゃっていたとおりの道東の方とか多いんでしょうけど、上川中部の市町村もまあまあバンク実はやっているところもあって。うん。美瑛さんあたりもあつたり旭川さんあたりもちょっとあつたり。なぜあるのかちょっとわかんないけども。</p>
<p>会長 事務局長</p>	<p>それはなんかあれだよ。どういう目的がっていうのを聞いてみたらいい。 いろいろな目的がそれぞれ。さっきおっしゃっていた国からお金を借りるときにどうしてもそれがなくてそれを作戦として使ったのかもわからないし。</p>
<p>大柿委員</p>	<p>結局これ本州の方のよね。根本的には本州の土地が動かないから、こういうところ使って動かそうって。まあどっかに収めようとするときに北海道なかなかそれにはまらないところが多いと思うんだよね。こういうのは。</p>
<p>会長 事務局長</p>	<p>なんせ法律ってやっぱ全国一律なんで。北海道合わない法律非常に多いもんね。痛感してます。 おっしゃる通りですね。ここに来ていただいた北海道農業公社いわゆる中間管理機構というまたの名。女性の〇〇さんっていう方ここにきて、話してくれましたよね。あの方といろいろ話をして、農業委員会来た当時、細かいあの小学生に話すように教えてくれたんですけど。あの本州とかは、先祖代々の土地って売らないから、ずっと孫とかにもつないでいくじゃないですか。資産価値としてもあるだろうし。今あの農地の平均単価って反当100何万円って、ちょうど農業新聞にも出てましたけど、うちの町より高いです。先祖代々の土地ってこう北海道と違って先祖って基本的に何代も何代もあって、そこもずっと貸すんで、農地バンクが使われる。ただ北海道はさっきおっしゃったとおりの、そういうのであれば普通に集積で賃貸すりゃいいし、売るっていう税金に対する税制の優遇とかそういったものとか、こう必要だったので北海道のために農地保有合理化事業ってやってますよね。あのなんだ。北海道農業公社出てくるやつ。あれ北海道特例の保有合理化事業で、北海道のためにああゆう売買事業ってできたりしてるんです。地主から北海道農業公社が1,000何百万で買う。地主にはお金がボンと入る。税金対策のために1,500万まで租税特措法で税金かけません。ていう風にしてどんどん売っていく。北海道のための特例みたいですね。保有合理化事業。北海道特例っていってました。</p>
<p>島田代理 事務局長</p>	<p>でも、全国的にあるんでしょ。 全国的に制度はあるみたいですけど、バンクはなかなか。</p>
<p>会長</p>	<p>ちょっとやっぱり、実情と合わない部分があるんで。なかなか話し合いにもならない。</p>
<p>会長</p>	<p>後、何かご質問ありますか。法人に関しては、ほっておいても増えてくんじゃないかな。まあまあ目標的には達成できる可能性はある。</p>
<p>蔭田委員</p>	<p>ちょっといいですか。今の話ネットで今検索して、中間管理機構これはどういうこと。中間管理機構で名前が出ていること。</p>
<p>会長</p>	<p>これ開示しなければならなかったかい。</p>

事務局長	はいはい。皆さんも申し込んでいるんじゃないでしょうかね。東神楽町で農地バンクの農地が出た暁には、借りたいですって。
(各委員)	出してる。
会長	機構は動いてないから、担当気にしないだけで。出すだけ出してって言われる。
島田代理	希望者取りまとめて、お父さん出している。栄さんの時出している。
蒔田委員	それは28年のデータで？
事務局長	借りたいですっていう人については、結構産業振興課の方で取りまとめてますので、ええあの。借りたいです。借りたいです。っていう人は手を挙げてくれているっていうような。ただ出したいですって人が0人。だからマッチングにならないっていう。インターネットで出ますね。
蒔田委員	ありがとうございます。
会長	後は、ご意見、ご質問ありますか。よろしいでしょうか。なければ別紙のとおり指針の方は策定します。

### 【その他】

会長	続きますして<日程第9> その他。
事務局	4月総会の日程について
会長	以上を持ちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。